

第 2 3 非常コンセント設備の設置等に関する指導基準

1 設置位置

非常コンセントの設置位置は、次によること。

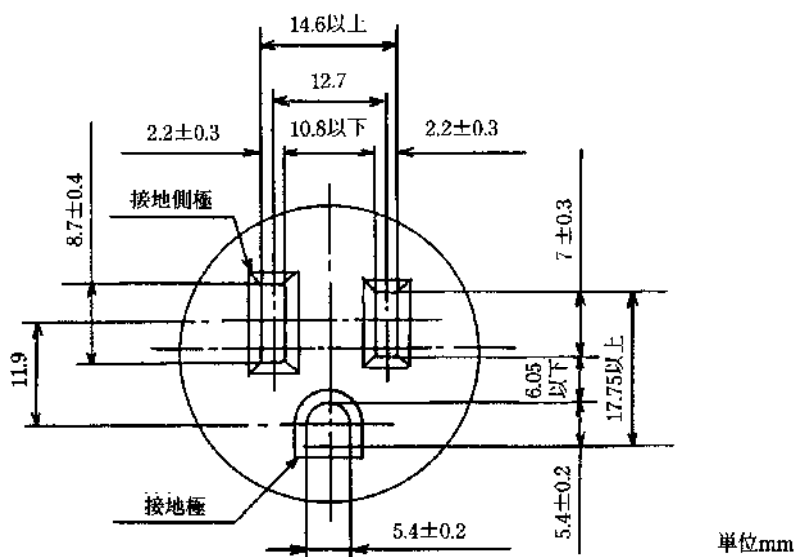
- (1) 非常コンセントの設置位置は、直通階段、階段室、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段の出入口から容易に視認できる 5 m 以内の位置とし、原則として連結送水管の放水口と同一位置に設けること。
- (2) 各階に直接通ずる出入り口のない場合で、非常コンセントを階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、当該階の各部分から、前(1)により設ける非常コンセントまでの歩行距離が 50 m 以下となるように設置すること。
- (3) 防火対象物の一の階で、非常用エレベーターの乗降ロビーが 2 以上ある場合は、令第 29 条の 2 第 2 項に定める水平距離以下であっても、それぞれに設けること。

2 コンセントの差込み接続器のプラグ受け

コンセントの差込み接続器のプラグ受けは、次によること。【図 1】

- (1) 保護箱内には、規則第 31 条の 2 第 3 号に規定する 15 A 125 V のプラグ受けを 2 個設けること。
- (2) 差込みプラグの離脱を防止するためのフック等を設けること。
- (3) 一の回路に設けてある非常コンセントの保護箱の数は、10 以下であること。

非常コンセントの差込み接続器のプラグ受け



【図 1】 非常コンセントの差込み接続器のプラグ受け

3 保護箱

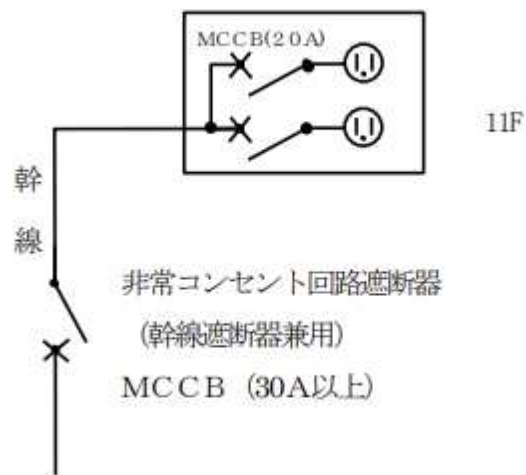
保護箱は、次によること。

- (1) 保護箱の大きさは長辺 25 cm 以上、短辺 20 cm 以上とすること。
- (2) 防錆加工を施した厚さ 1.6 mm 以上の鋼製製又は同等の性能を有するものとする。
- (3) 保護箱の扉は、容易に開閉でき、かつ、操作に支障のない開放角度を有するものとする。
- (4) 保護箱には、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 10 条及び第 11 条に定める D 種接地工事を施すこと。
- (5) 保護箱は、耐火構造の壁に埋め込むか、又は「配電盤及び分電盤の基準」（昭和 56 年告示第 10 号）第 3、1（2）に準じたものを設けること。ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあつては、この限りでない。

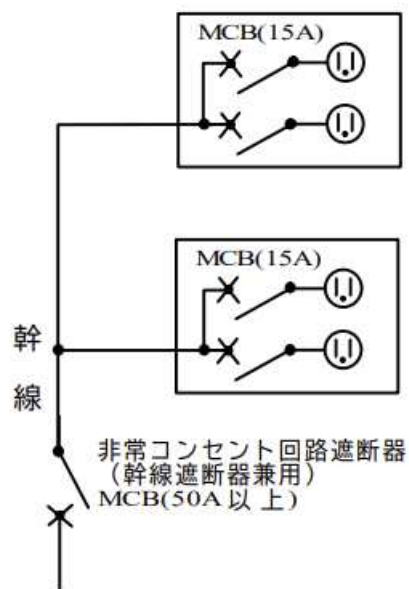
4 電源及び配線

電源及び配線は次によること。

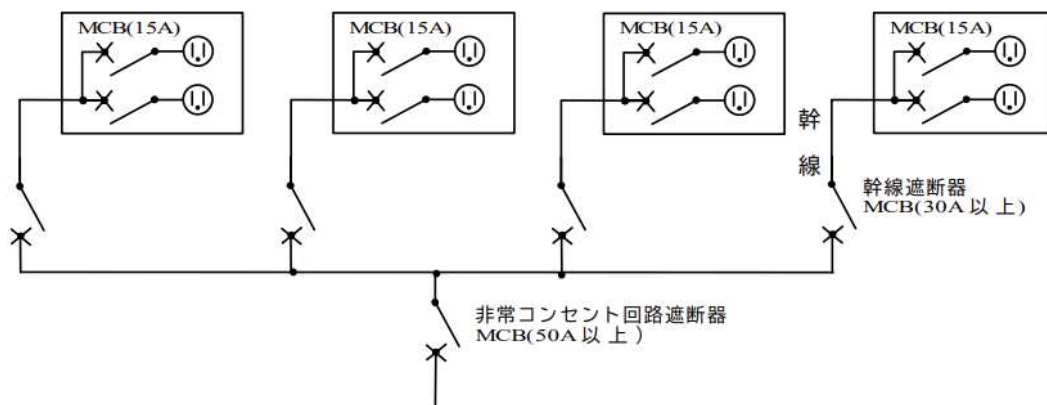
- (1) 電源の配線用遮断器には、非常コンセント用である旨を表示すること。
- (2) 保護箱内の配線、プラグ受け及び分岐用の配線用遮断器の充電部は露出しないように設けること。
- (3) 非常コンセントの回路構成は、次によること。【図 2～5】
 - ア 電源の回路には、地絡により電源を遮断する装置を設けないこと。
 - イ 電源から非常コンセントへの回路は、主配電盤から専用回路とすること。
 - ウ 非常コンセントの電気の供給容量（非常コンセント回路遮断器容量及び幹線遮断器容量）は【表 1】によること。
 - エ 専用幹線は、非常コンセント 1 個につき 15 A 以上（最大 3 個 45 A）の電気供給が可能な電線断面積を有するものであること。
 - オ 保護箱内には、専用の電源から非常コンセントへの分岐回路に、分岐用の配線用遮断器を設けること。



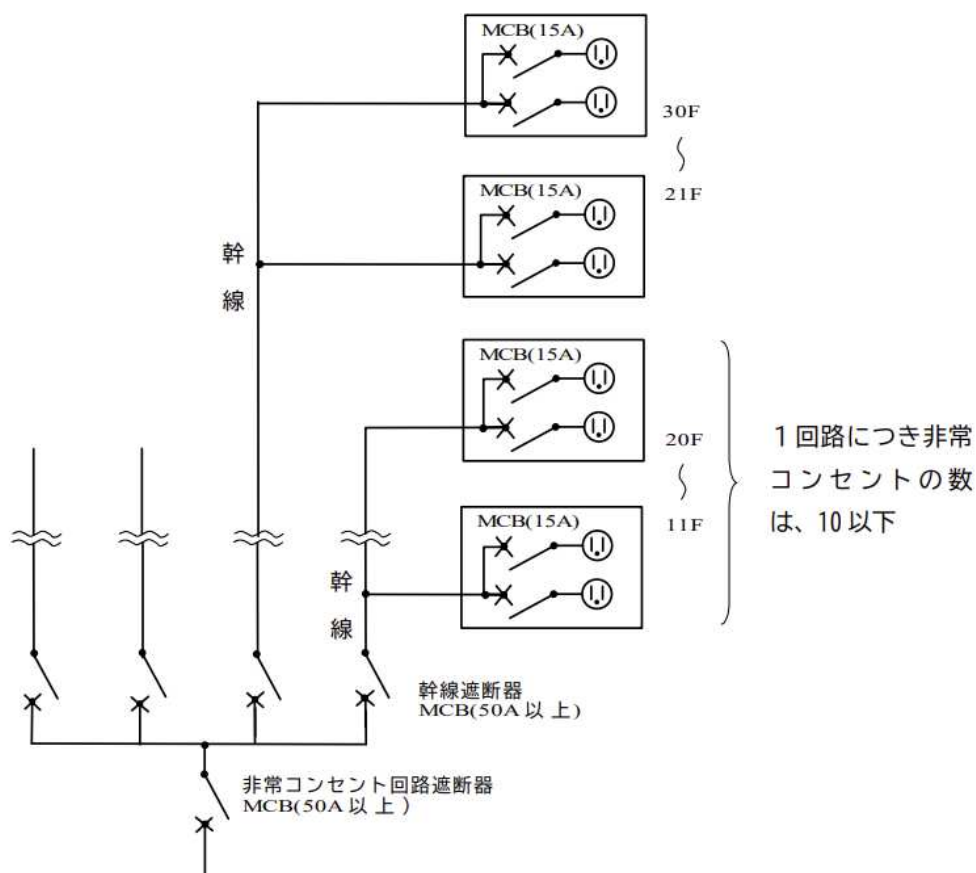
【図 2】 非常コンセントの保護箱が 1 の場合



【図 3】 非常コンセントの保護箱が 2 以上の場合



【図 4】



【図 5】

【表 1】

非常コンセント 箱数	非常コンセント 回路及び幹線の 遮断器容量	幹線の電線断面積又は径	
		mm ²	mm
1	30A以上	5.5以上	2.6以上
2以上	50A以上	14.0以上	—

5 非常電源

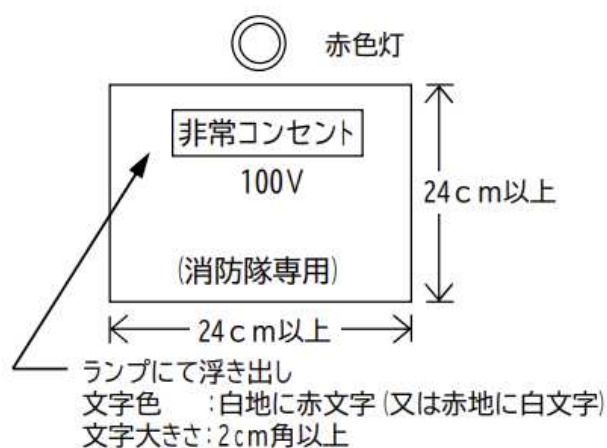
非常電源は、第4章第26「非常電源の設置等に関する指導基準」によること。

6 表示

表示は、次によること。

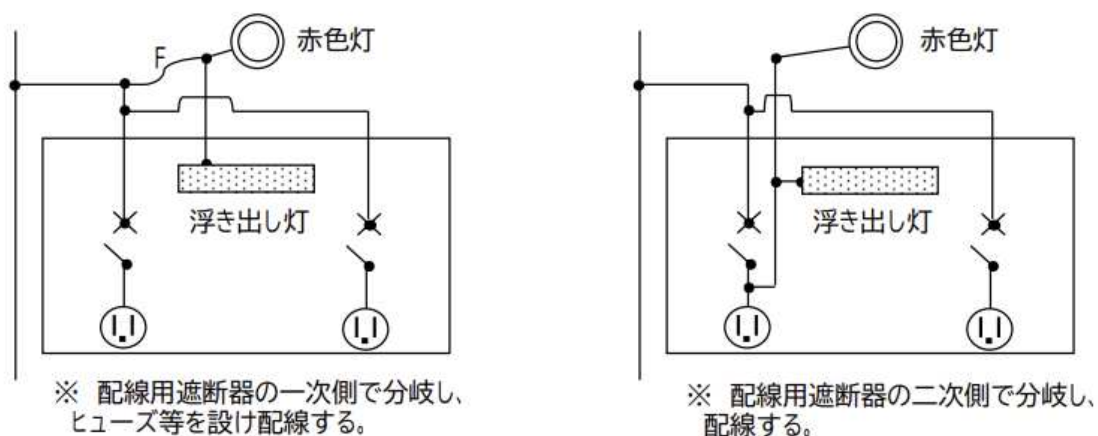
- (1) 非常コンセントの保護箱には、赤地に白文字又は白地に赤文字で「非常コンセント」と、1文字につき各辺の長さが2cm以上の大きさとするこ

と。【図 6】



【図 6】

- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、第4章第2「屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準」7(5)イ前段に準じて設けること。
- (3) 赤色の灯火及び浮出し灯の回路は、【図 7】によること。



【図 7】

7 保護箱と屋内消火栓箱等との接続

非常コンセントの保護箱と屋内消火栓箱等の接続は次によること。

- (1) 保護箱は消火栓箱等の上部に設け、相互に不燃材で区画すること。
- (2) 屋内消火栓部分、放水口部分、弱電流配線等と非常コンセントとは防湿的に区画すること。
- (3) 保護箱の扉と屋内消火栓箱等の扉は別開きとすること。
- (4) 非常コンセントの赤色の灯火は、屋内消火栓等の赤色の灯火と兼用することができるものとする。